

# 役員等報酬規程

社会福祉法人 喜勝会

## 社会福祉法人 喜勝会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人喜勝会の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 役員が理事会に出席したとき、及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。なお、理事を兼ねる評議員が理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る交通費を支払わないものとする。

### (役員及び評議員の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。ただし、前条による交通費は支払わない。

2 理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。ただし、理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。

### (監事の報酬)

第5条 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により交通費を支払うことができる。

### (出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費交通費等を支給することができる。

- 2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。
- 3 旅費交通費は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改正)

第8条 この規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならぬ。

別表1 (第3条関係)

名 称	高松市内	高松市外
交 通 費	1,000円	2,000円

別表2 (第4条及び第5条関係)

名 称	報 酬	交 通 費	
		高松市内	高松市外
理 事 長 報 酬	月 額 400,000円	—	—
理事及び評議員業務報酬等	—	1,000円	2,000円
監 事 報 酉 等	—	1,000円	2,000円

別表3 (第6条関係)

宿 泊 費	報 酬	その他
日額 14,800円	日額 3,300円	実 費

附 則

この規程は、平成28年 4月 1日より適用する。

改正……平成30年4月1日